

10 参 考 資 料

- A 傷病等級早見表
- B 障害等級早見表
- C 40職種区分表
- D 広島県内の指定医療機関
- E 人体図

A 傷病等級早見表

部 位	傷 病 等 級		
	第 1 級	第 2 級	第 3 級
眼	(1) 両眼が失明しているもの	(1) 両眼の視力が 0.02 以下になっているもの	(1) 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になっているもの
口	(2) 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの		(2) 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの
神経系統の機能又は精神	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
胸腹部臓器	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
上 肢	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃しているもの	(4) 両上肢を手関節以上で失ったもの	(5) 両手の手指の全部を失ったもの
下 肢	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃しているもの	(5) 両下肢を足関節以上で失ったもの	
そ の 他	(9) 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	(6) 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	(6) 第 3 号及び第 4 号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

(注) () 内の数字は、地公災法施行規則別表第二の各等級の号数を表す。

B 障害等級早見表

※（ ）内の数字は、地公災法施行規則別表第三に定める各等級の号数を表す。

部 位		障害種別	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	系列 番号
			年金 313 日	年金 277 日	年金 245 日	年金 213 日	年金 184 日	年金 156 日	年金 131 日	一時金 503 日	一時金 391 日	一時金 302 日	一時金 223 日	一時金 156 日	一時金 101 日	一時金 56 日	
眼	眼球(両眼)	視力障害	(1)両眼が失明したもの	(1)1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの (2)両眼の視力が0.02以下になったもの	(1)1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	(1)両眼の視力が0.06以下になったもの	(1)1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	(1)両眼の視力が0.1以下になったもの	(1)1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	(1)1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	(1)両眼の視力が0.6以下になったもの (2)1眼の視力が0.06以下になったもの	(1)1眼の視力が0.1以下になったもの			(1)1眼の視力が0.6以下になったもの		1
		調 節 機 能 障害											(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの			2
		運動障害										(2) 正面視で複視を残すもの	(1)両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(1)1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(2) 正面視以外で複視を残すもの		3
		視野障害										(3)両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの			(3)1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの		4
	眼瞼(右又は左)	欠 損 又 は 運動障害									(4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(4)両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	5 又は 6
												(2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	(2)1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの				
耳	内耳等 (両耳)	聴力障害				(3)両耳の聴力を全く失ったもの		(3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	(2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		(7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの	(5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	(5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		(3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	7	
	耳かく (右又は左)	欠損障害											(4)1耳の耳かくの大部分を欠損したもの			8 又は 9	
鼻		欠 損 及 び 機能障害									(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの						10
口		そしゃく及び言語機能障害	(2)そしゃく及び言語の機能を廃したもの		(2)そしゃく又は言語の機能を廃したもの	(2)そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの		2)そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの			(6)そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	(3)そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの					11
		歯牙障害										(4)14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(4)10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(3)7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(5)5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(2)3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	12
神経系統の機能又は精神		神経系統の機能又は精神の障害	(3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(2)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(4)神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(10)神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができする労務が相当な程度に制限されるもの			(13)局部にがん固な神経症状を残すもの		(9)局部に神経症状を残すもの	13
頭部、顔面、頸部		醜状障害							(12)外ばうに著しい醜状を残すもの		(16)外ばうに相当程度の醜状を残すもの			(14)外ばうに著しい醜状を残すもの			14
胸腹部臓器(外生殖器を含む。)		胸腹部臓器の障害	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (13)両側のこう丸を失ったもの		(11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができする労務が相当な程度に制限されるもの (16)生殖器に著しい障害を残すもの		(10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		(6)胸腹部臓器に障害を残すもの		15

部 位		障害種別	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	系列 番号
			年金 313 日	年金 277 日	年金 245 日	年金 213 日	年金 184 日	年金 156 日	年金 131 日	一時金 503 日	一時金 391 日	一時金 302 日	一時金 223 日	一時金 156 日	一時金 101 日	一時金 56 日	
体幹	せき柱	変形又は運動障害						(5)せき柱に著しい変形を残すもの					(7)せき柱に変形を残すもの				16
								(5)せき柱に著しい運動障害を残すもの		(2)せき柱に運動障害を残すもの							
	その他の体幹骨	変形障害(鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨)												(5)鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの			17
上肢	上肢(右又は左)	欠損又は機能障害	(5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの	(5)両上肢を手関節以上で失ったもの		(4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの	(4)1上肢を手関節以上で失ったもの										18又は21
			(6)両上肢の用を全廃したもの				(6)1上肢の用を全廃したもの	(6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの		(6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの		(10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		(6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの			
		変形障害(上腕骨又は前腕骨)							(9)1上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	(8)1上肢に偽関節を残すもの				(8)長管骨に変形を残すもの			19又は22
		醜状障害														(4)上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	20又は23
	手指(右又は左)	欠損又は機能障害			(5)両手の手指の全部を失ったもの			(8)1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	(6)1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの	(3)1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	(12)1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの		(8)1手の示指、中指又は環指を失ったもの	(9)1手の小指を失ったもの	(8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの	(6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	24又は25
						(6)両手の手指の全部の用を廃したもの		(7)1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの	(4)1手の母指を含み2の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの	(13)1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	(7)1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの		(10)1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	(7)1手の小指の用を廃したもの	(7)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの		
	下肢(右又は左)	欠損又は機能障害	(7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの	(6)両下肢を足関節以上で失ったもの		(5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの	(5)1下肢を足関節以上で失ったもの		(8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの								26又は30
			(8)両下肢の用を全廃したもの				(7)1下肢の用を全廃したもの	(7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの		(7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの		(11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		(7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの			
		変形障害(大腿骨又は下腿骨)							(10)1下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	(9)1下肢に偽関節を残すもの				(8)長管骨に変形を残すもの			27又は31
		短縮障害							(5)1下肢を5cm以上短縮したもの			(8)1下肢を3cm以上短縮したもの			(9)1下肢を1cm以上短縮したもの		28又は32
		醜状障害														(5)下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	29又は33
	足指(右又は左)	欠損又は機能障害					(8)両足の足指の全部を失ったもの			(10)1足の足指の全部を失ったもの	(14)1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	(9)1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの		(11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	(10)1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの		34又は35
								(11)両足の足指の全部の用を廃したもの		(15)1足の足指の全部の用を廃したもの		(9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	(12)1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの	(11)1足の第2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	(8)1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの		

C 40 職種区分表

現に従事している職務により区分します。2つ以上の職種を兼ねている場合は、災害が発生した際に主に従事していた職種に区分してください。

区分の詳細については、「地方公共団体定員管理調査」の「職種別職員数調」を参考にしてください。

番号	職 種	摘 要
0 1	医師・歯科医師	
0 2	看護師	准看護師を含む
0 3	保健師・助産師	
0 4	その他の医療技術者	無資格の看護助手は3 9又は4 0に分類
0 5	保育所保育士	保育士の資格を有し、認可保育所に勤務する者に限る
0 6	施設保育士・寄宿舎指導員等	特別支援学校の寄宿舎指導員など
0 7	船員	
0 8	土木技師	農業土木、森林土木の技師は9に分類
0 9	農林水産技師	農業土木、森林土木の技師を含む
1 0	建築技師	
1 1	調理員	
1 2	運転手・車掌等	
1 3	義務教育学校教員	
1 4	義務教育学校以外の教員	
1 5	その他の教育公務員	教育公務員特例法第2条の教員（1 3、1 4を除く）
1 6	社会教育主事	専門的教育職員（指導主事及び社会教育主事）
1 7	警察官	
1 8	消防吏員	常勤の消防団員を含む
1 9	清掃職員	ごみ等収集運搬の運転手、収集作業員、処理施設の操作員
2 0	電話交換手	
2 1	道路補修員	
2 2	守衛・庁務員等	
2 3	栄養士	学校栄養職員を含む
2 4	電気、ボイラー等技術員	
2 5	農業等改良普及員	農業・生活・蚕業・林業・水産改良普及員、専門技術員
2 6	司書(補)・学芸員(補)	
2 7	生活、作業等指導員	社会福祉施設などにおける生活指導員、作業指導員など
2 8	生保担当ケースワーカー	生活保護を担当するケースワーカー
2 9	獣医師	
3 0	食品、環境衛生監視員	
3 1	五法担当ケースワーカー	福祉五法を担当するケースワーカー
3 2	動植物飼育員	
3 3	査察指導員	福祉事務所において指導監督を行う職員
3 4	各種社会福祉司	老人福祉指導主事、児童福祉司など
3 5	水道等検針員・徴収員	
3 6	ホームヘルパー	老人福祉法などに規定する居宅介護事業に係る職員
3 7	交通巡視員	
3 8	その他の一般事務職	学校事務職員を含む
3 9	その他の一般技術職	
4 0	その他の技能労務職	学校技術員を含む

D 広島県内の指定医療機関

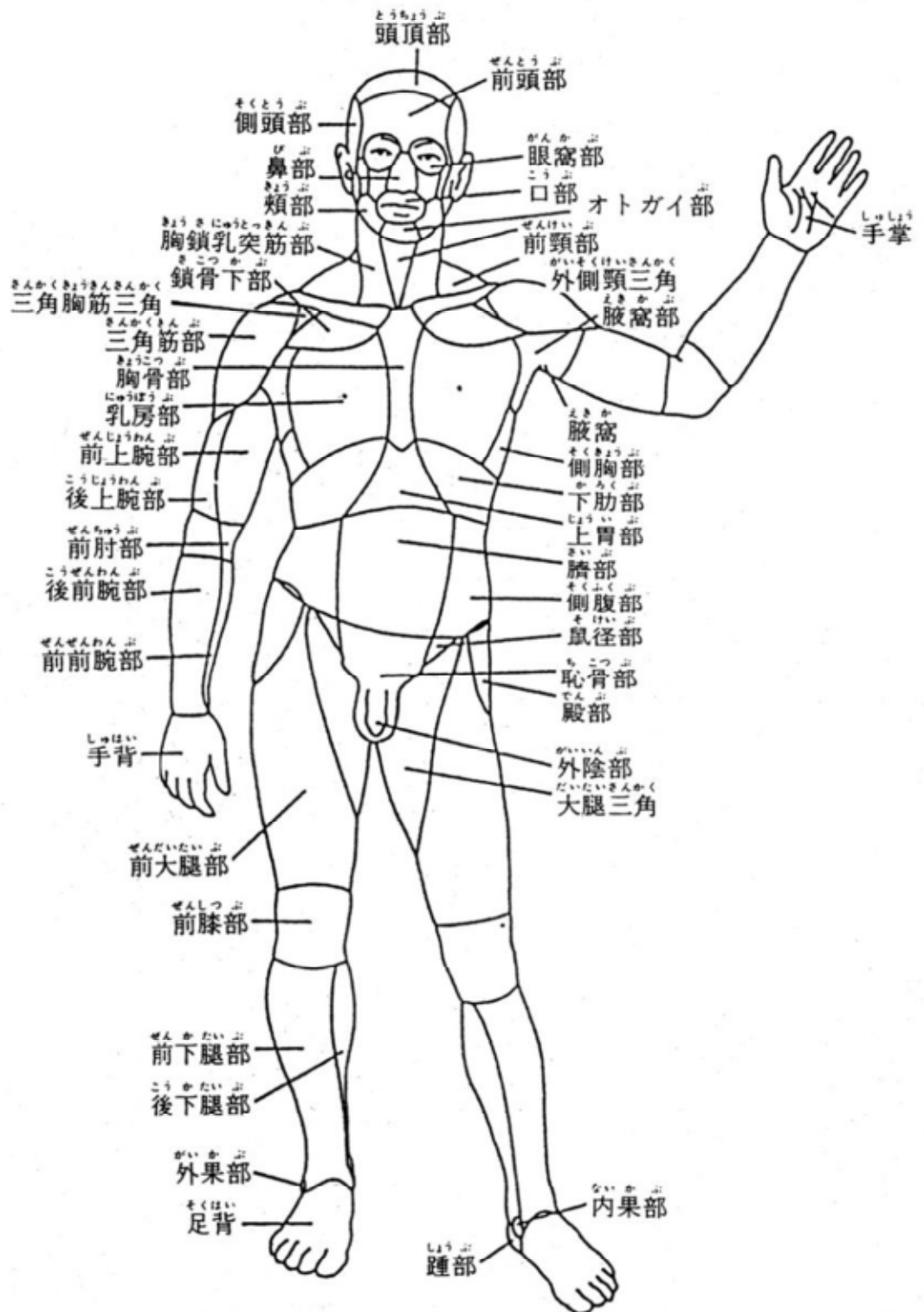
(令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	注
<u>県立広島病院</u>	広島市 南区字品神田 1-5-54	082-254-1818	
<u>広島記念病院</u>	〃 中区本川町 1-4-3	082-292-1271	*
<u>広島赤十字・原爆病院</u>	〃 中区千田町 1-9-6	082-241-3111	*
<u>広島市民病院</u>	〃 中区基町 7-33	082-221-2291	
<u>吉島病院</u>	〃 中区吉島東 3-2-33	082-241-2167	*
<u>安佐市民病院</u>	〃 安佐北区亀山南 1-2-1	082-815-5211	
<u>呉共済病院</u>	呉 市 西中央 2-3-28	0823-22-2111	*
<u>呉医療センター</u>	〃 青山町 3-1	0823-22-3111	*
<u>済生会呉病院</u>	〃 三条 2-1-13	0823-21-1601	*
<u>中国労災病院</u>	〃 広多賀谷 1-5-1	0823-72-7171	*
<u>公立下蒲刈病院</u>	〃 下蒲刈町下島 2120-4	0823-65-3100	
<u>呉市国民健康保険音戸診療所</u>	〃 音戸町高須 3-7-15	0823-50-0622	
<u>呉市国民健康保険安浦診療所</u>	〃 安浦町安登西 6-1-39	0823-84-3034	
<u>呉共済病院忠海分院</u>	竹原市 忠海中町 2-2-45	0846-26-0250	*
<u>三原赤十字病院</u>	三原市 東町 2-7-1	0848-64-8111	*
<u>公立くい診療所</u>	〃 久井町 江木 50-1	0847-32-6111	
<u>尾道市立市民病院</u>	尾道市 新高山 3-1170-177	0848-47-1155	
<u>尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所</u>	〃 瀬戸田町 中野 400	0845-27-2161	
<u>J A 尾道総合病院</u>	〃 平原 1 丁目 10-23	0848-22-8111	*
<u>公立みつぎ総合病院</u>	〃 御調町 市 124	0848-76-1111	
<u>福山医療センター</u>	福山市 沖野上町 4-14-17	084-922-0001	*
<u>中国中央病院</u>	〃 御幸町上岩成 148-13	084-970-2121	*
<u>福山市民病院</u>	〃 蔵王町 5-23-1	084-941-5151	
<u>府中市民病院</u>	府中市 鶴飼町 555-3	0847-45-3300	*
<u>府中北市民病院</u>	〃 上下町上下 2101	0847-62-2211	
<u>市立三次中央病院</u>	三次市 東酒屋町 531	0824-65-0101	
<u>庄原赤十字病院</u>	庄原市 西本町 2-7-10	0824-72-3111	*
<u>庄原市立西城市民病院</u>	〃 西城町 中野 1339	0824-82-2611	
<u>広島西医療センター</u>	大竹市 玖波 4-1-1	0827-57-7151	*
<u>県立安芸津病院</u>	東広島市 安芸津町三津 4388	0846-45-0055	
<u>東広島医療センター</u>	〃 西条町寺家 513	082-423-2176	*
<u>賀茂精神医療センター</u>	〃 黒瀬町南方 92	0823-82-3000	*
<u>J A 広島総合病院</u>	廿日市市 地御前 1-3-3	0829-36-3111	*
<u>J A 吉田総合病院</u>	安芸高田市 吉田町吉田 3666	0826-42-0636	*
<u>済生会広島病院</u>	安芸郡坂町 北新地 2-3-10	082-884-2566	*
<u>安芸太田病院</u>	山県郡安芸太田町 下殿河内 236	0826-22-2299	
<u>安芸太田町戸河内診療所</u>	山県郡安芸太田町 戸河内 800-1	0826-28-2221	
<u>公立世羅中央病院</u>	世羅郡世羅町 本郷 918-3	0847-22-1127	

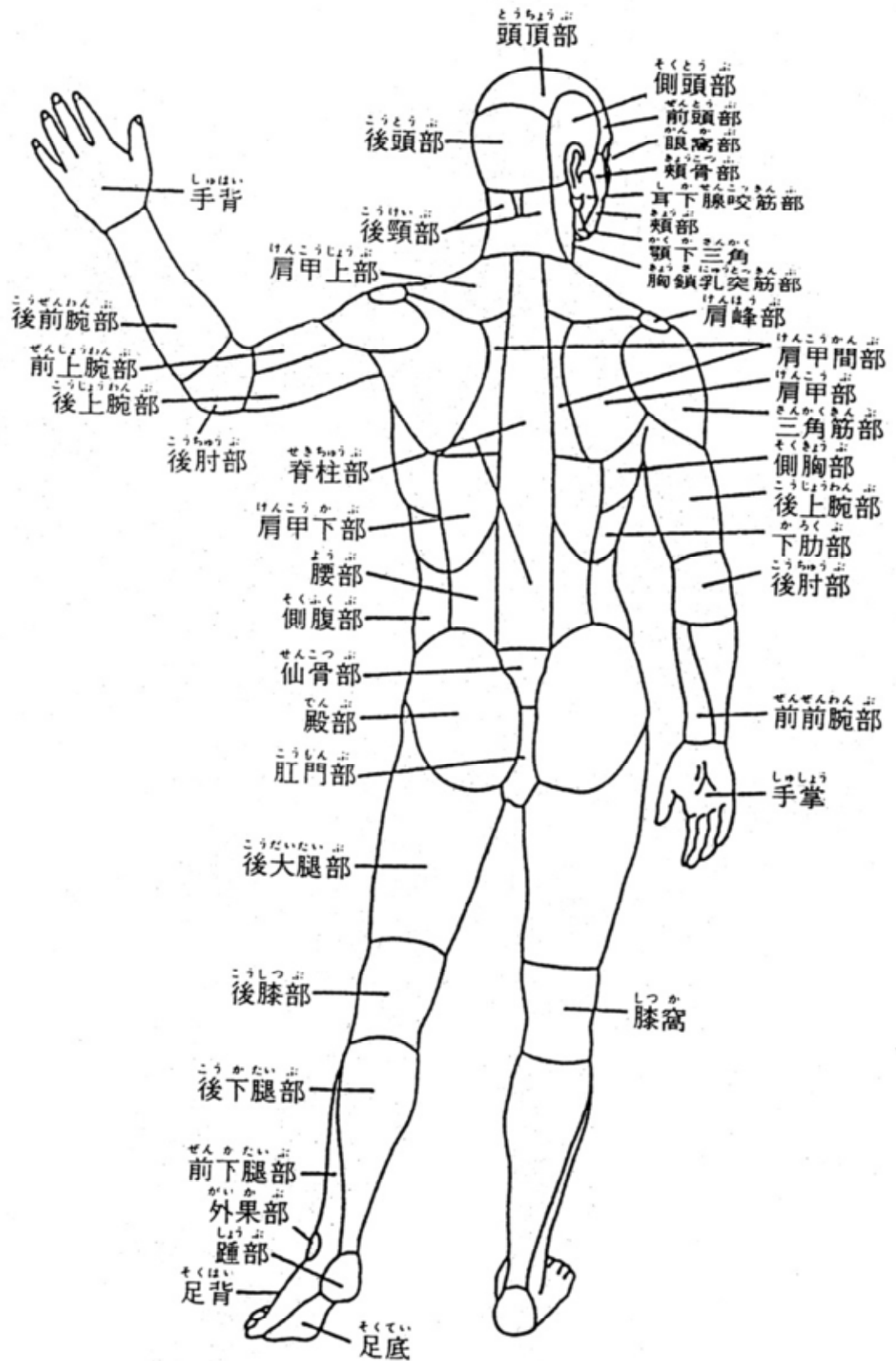
注) *印のあるものは基金本部指定の医療機関、ないものは支部指定の医療機関。

E 人体図

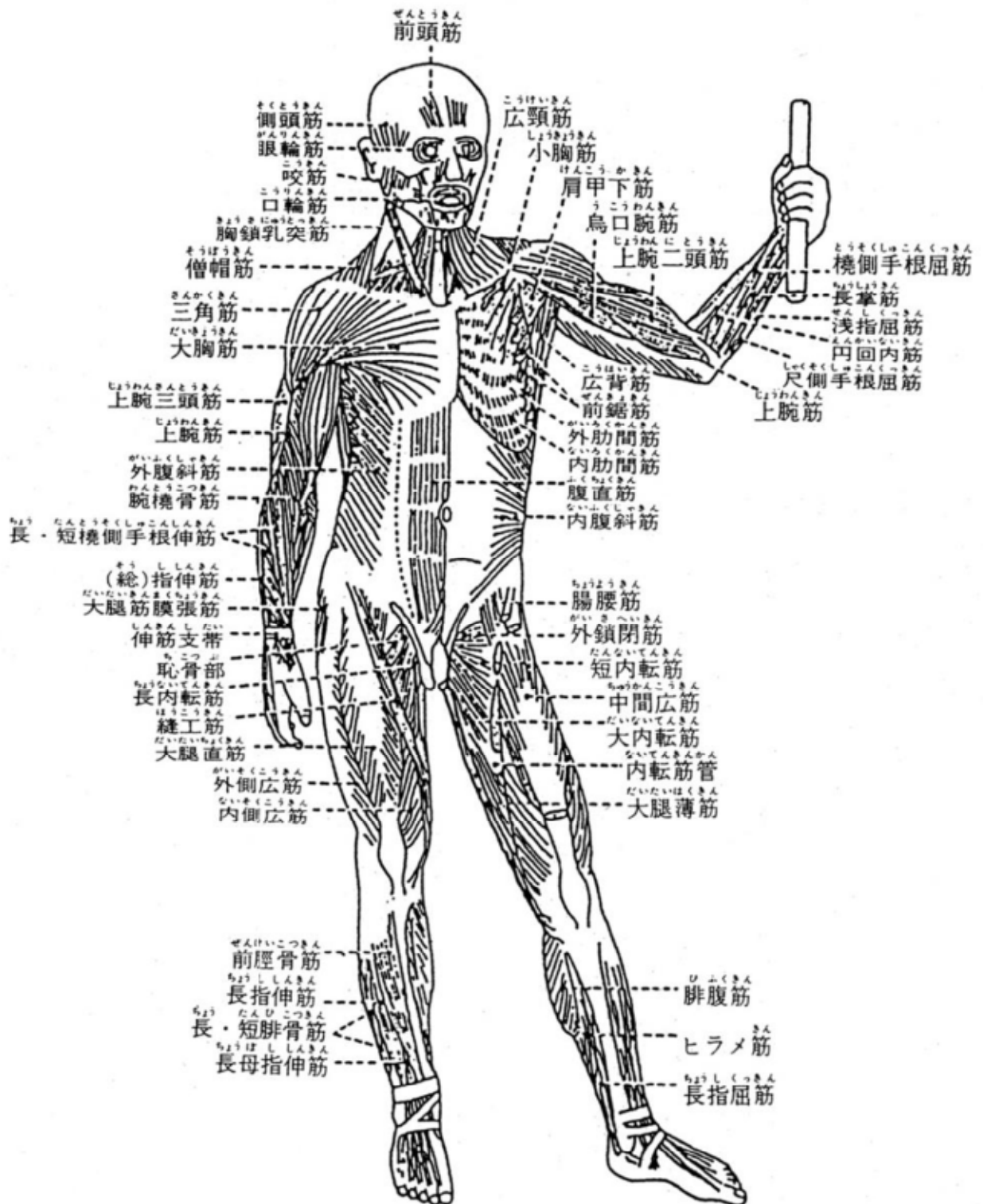
身体の区分 (前面)



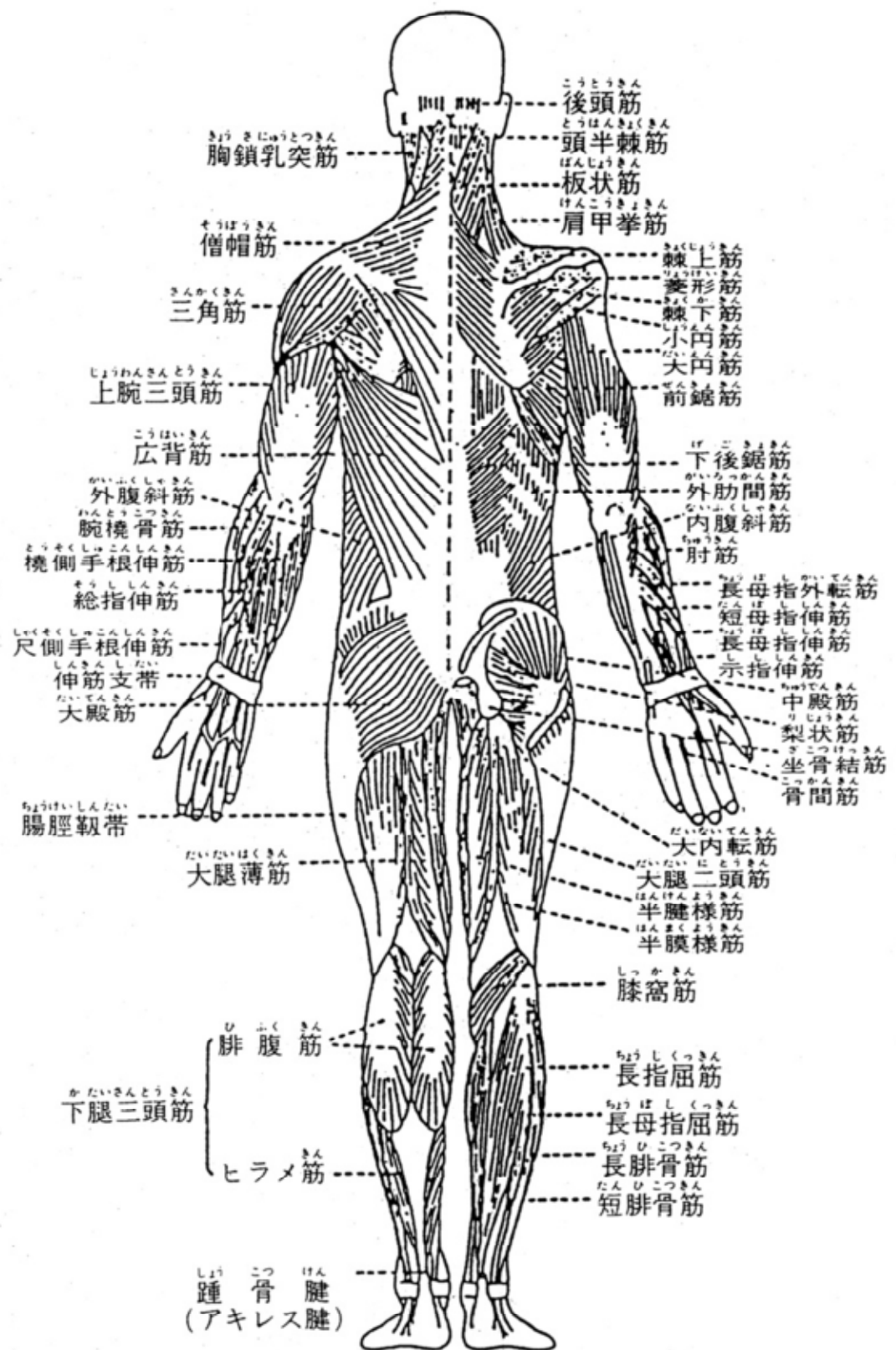
身体の区分（後面）



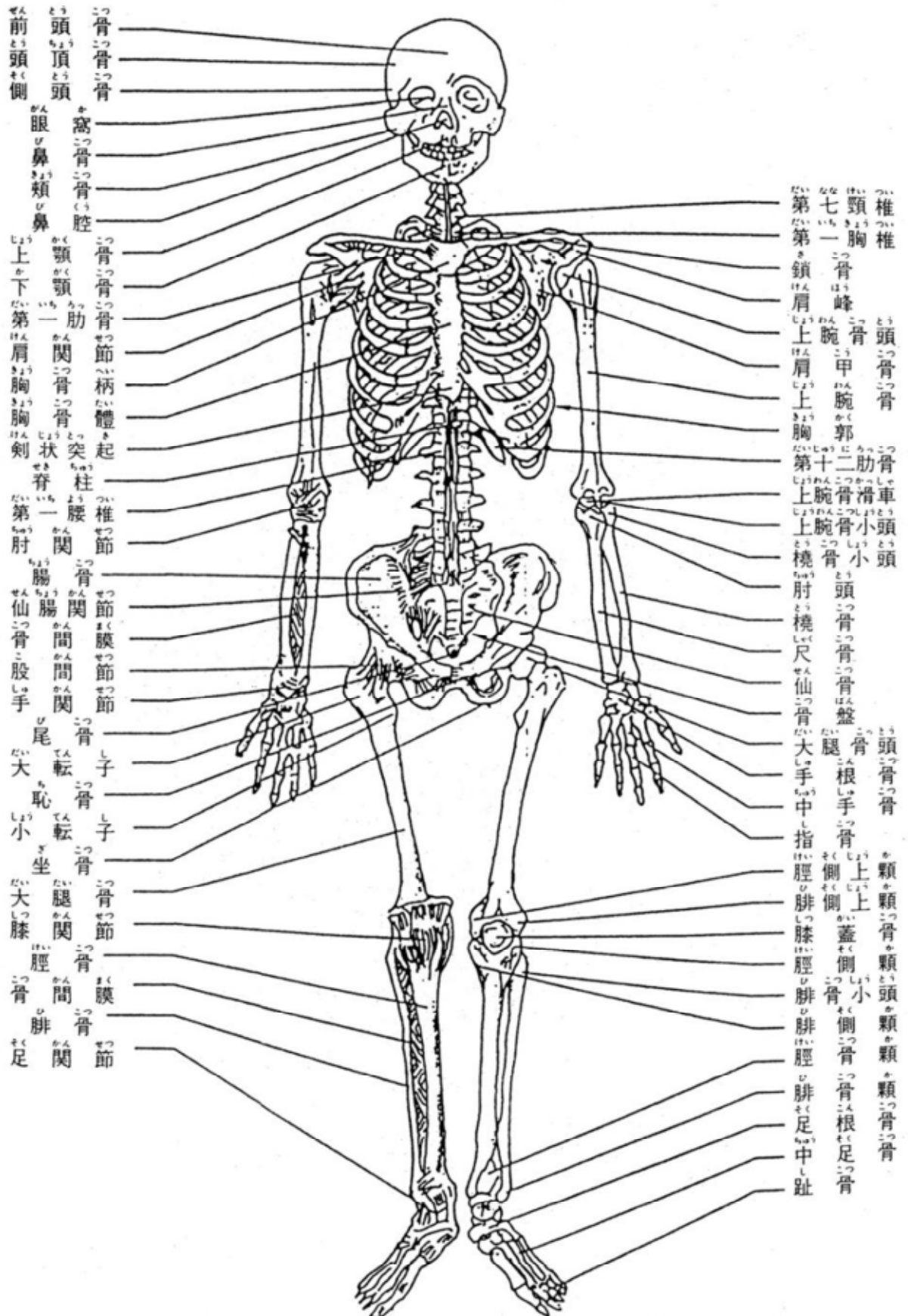
筋 群 (前面)



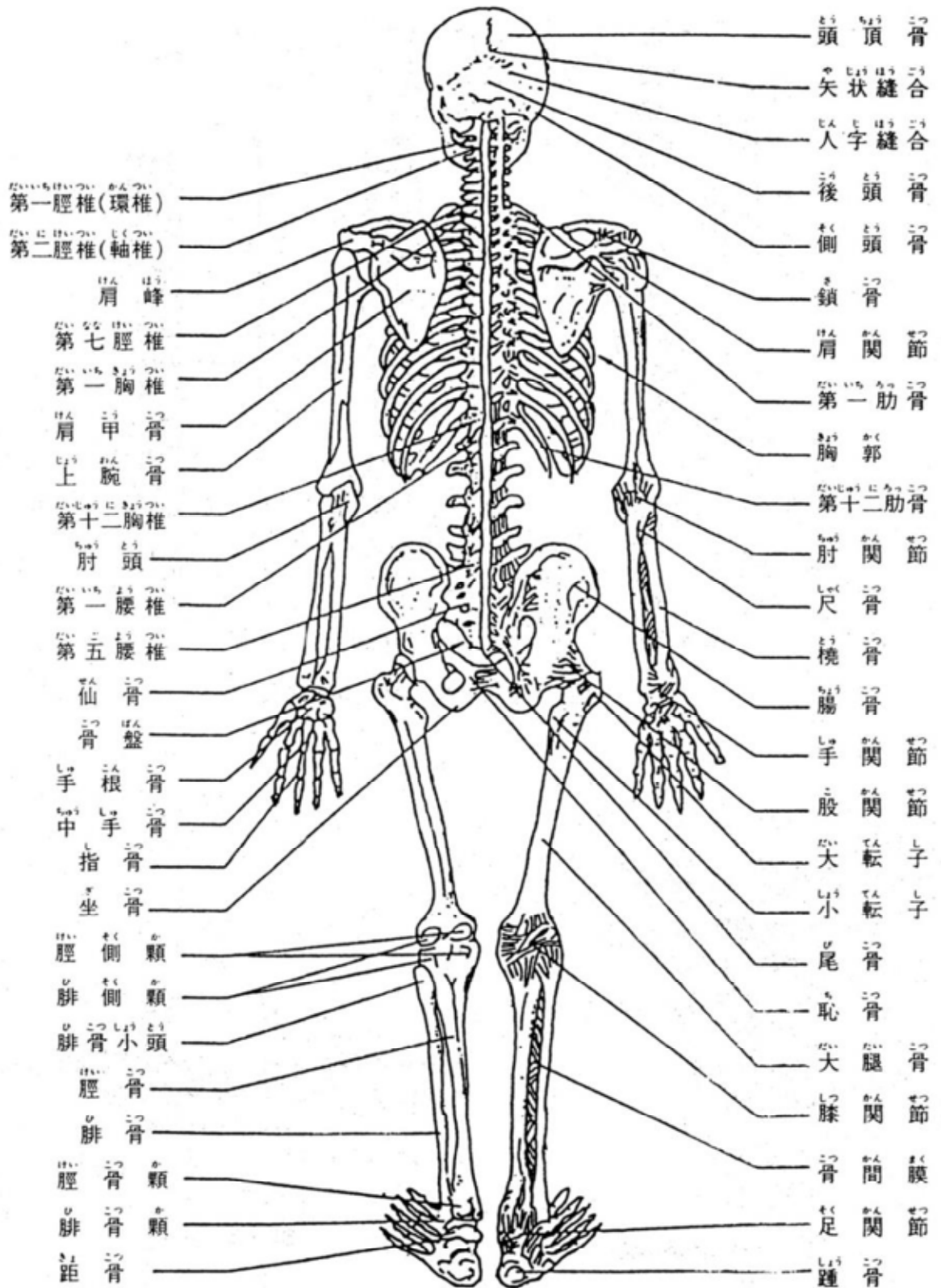
筋 群 (後面)



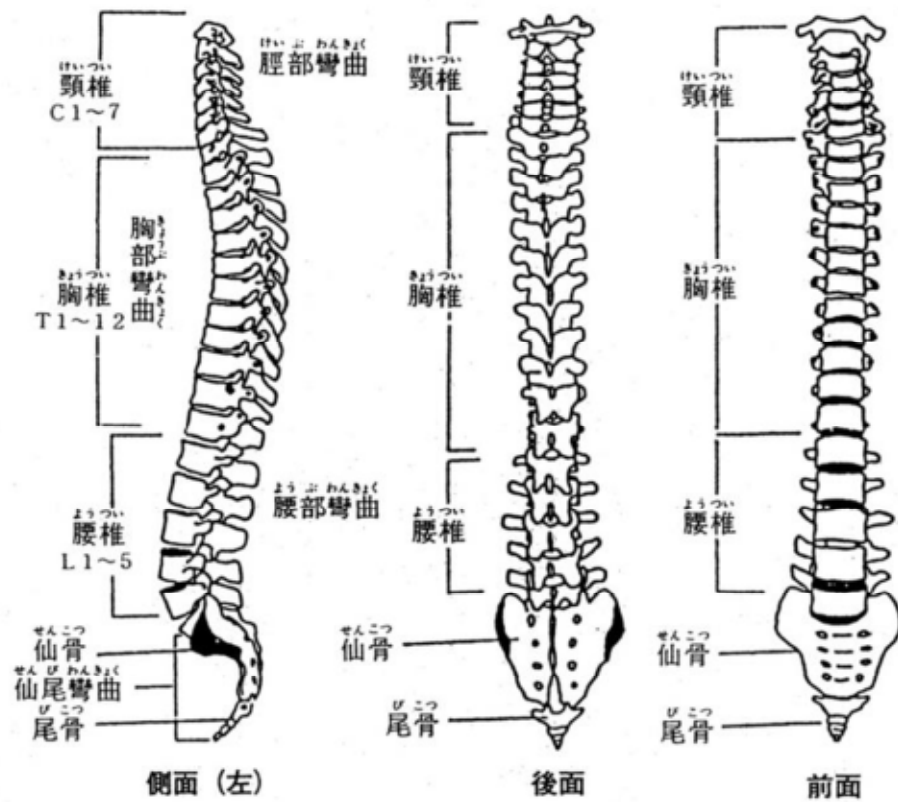
骨 格 系 (前面)



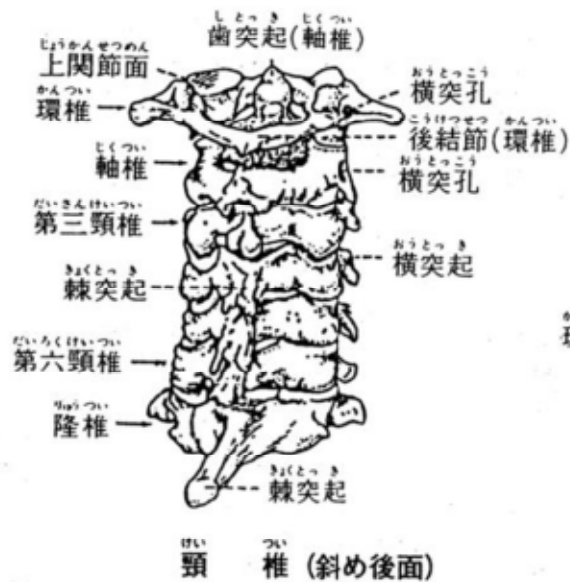
骨 格 系 (後面)



脊 柱



脊 柱 (黒ヌリ部分は関節面)

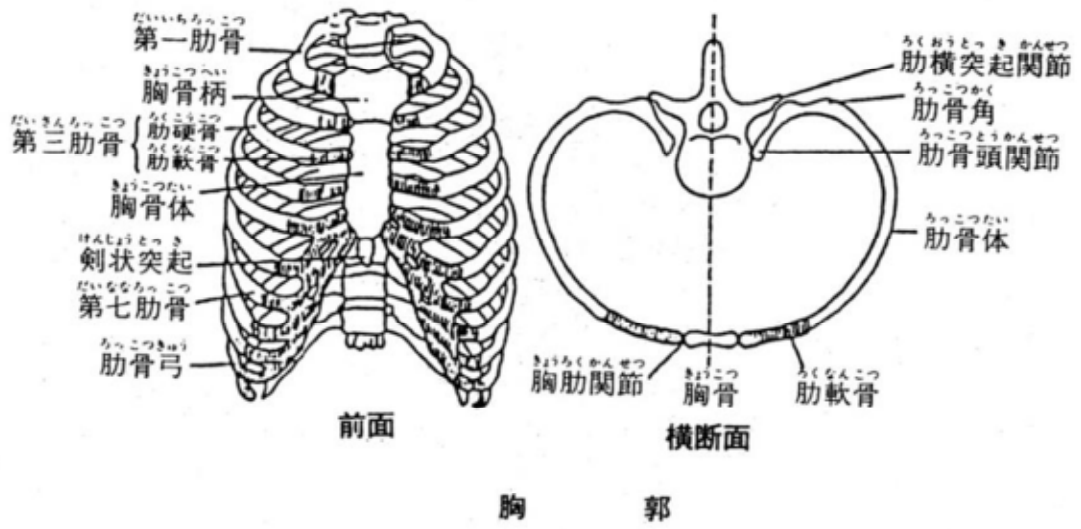


頸 椎 (斜め後面)

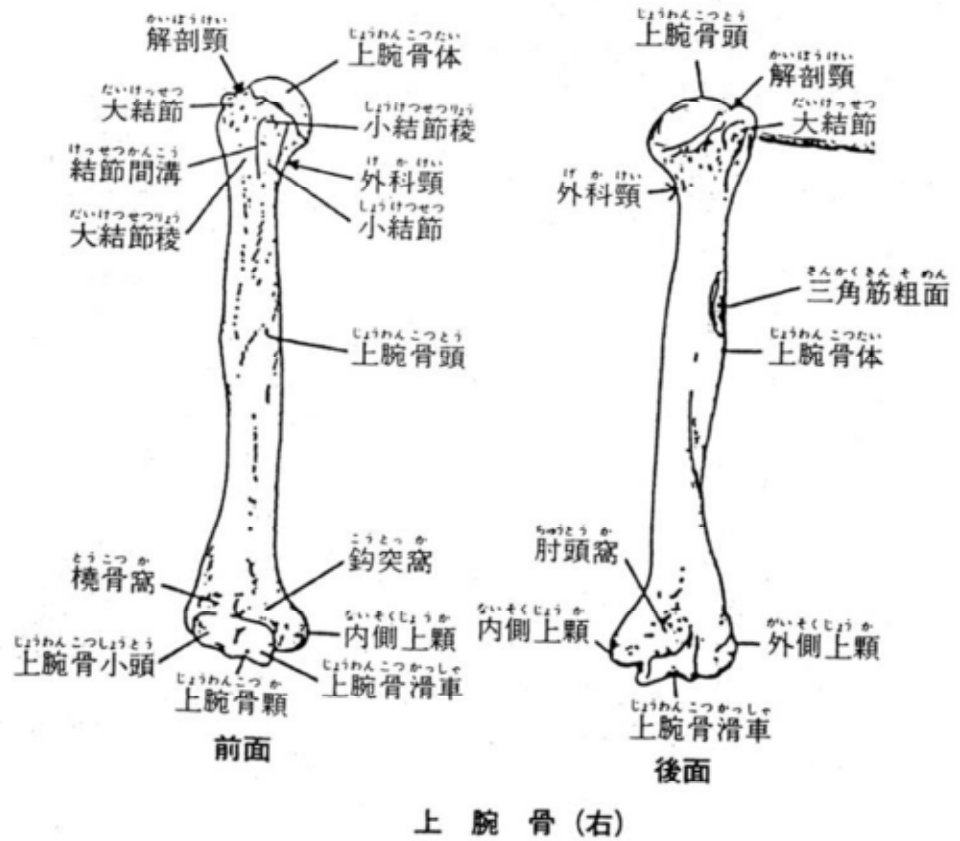


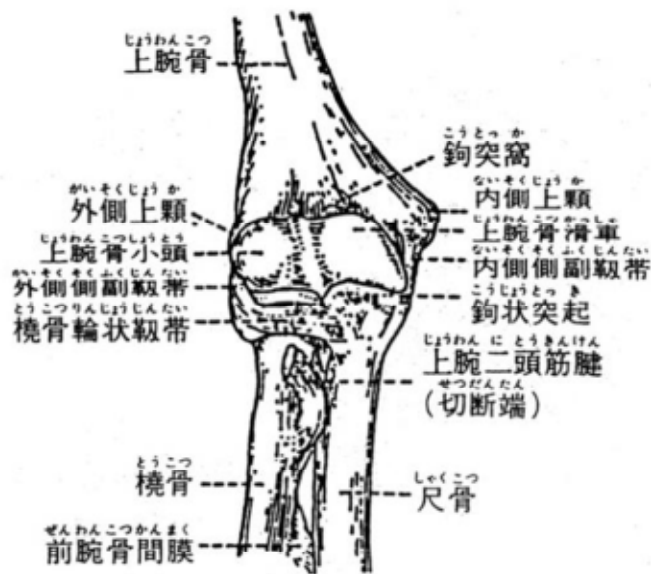
環 椎 上 面

胸 骨

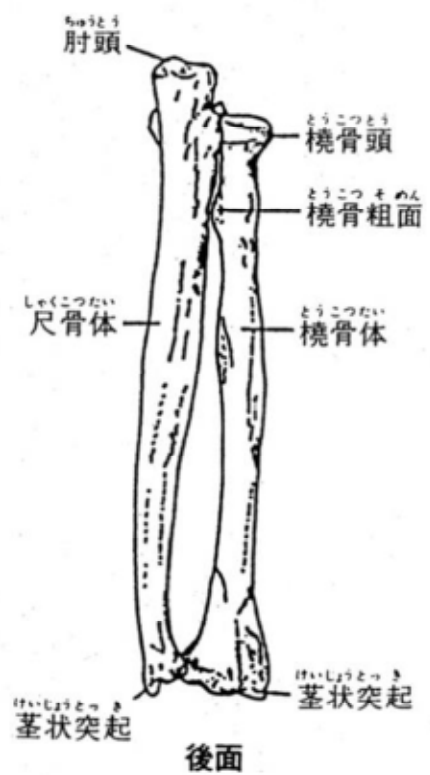
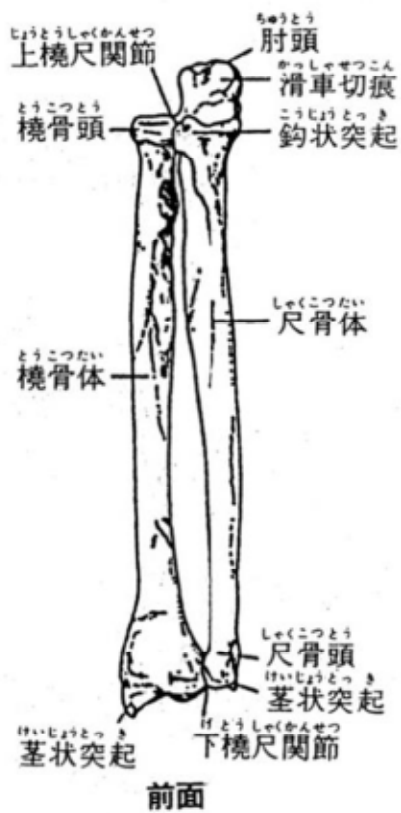


上肢骨



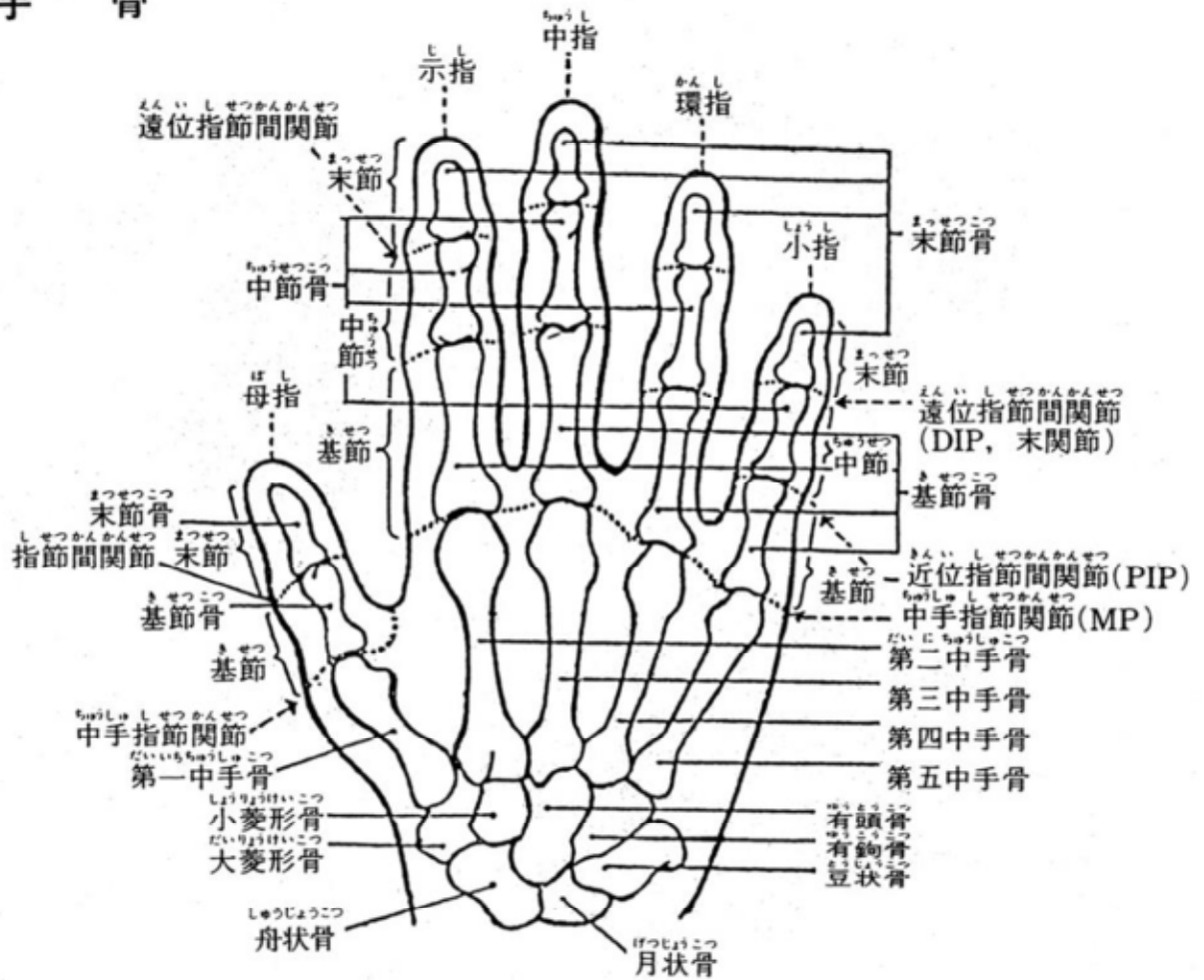


肘 関 節 (右掌側面)



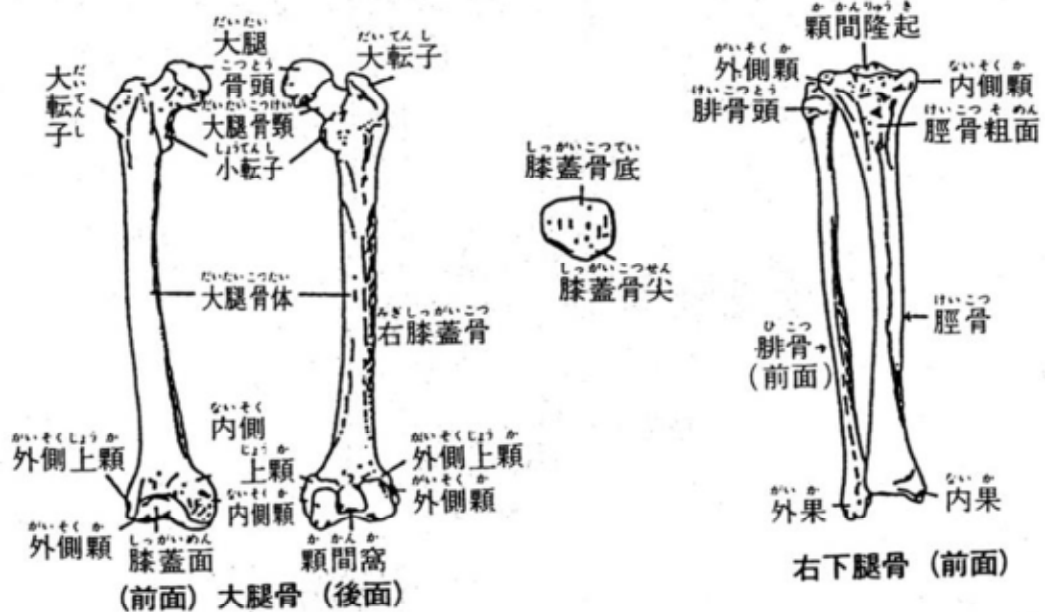
前 腕 骨 (右)

手 骨

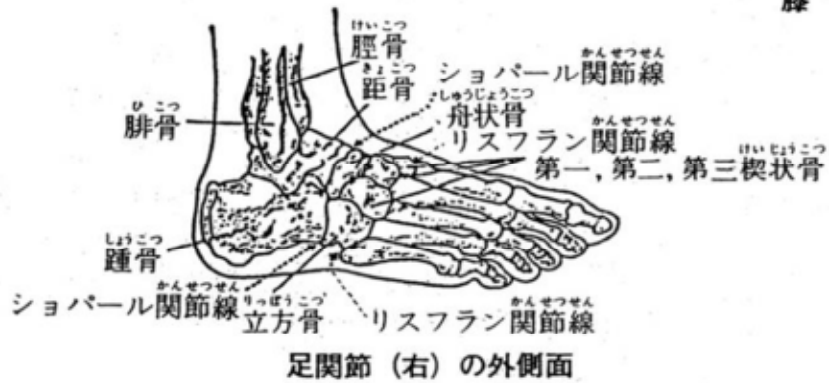
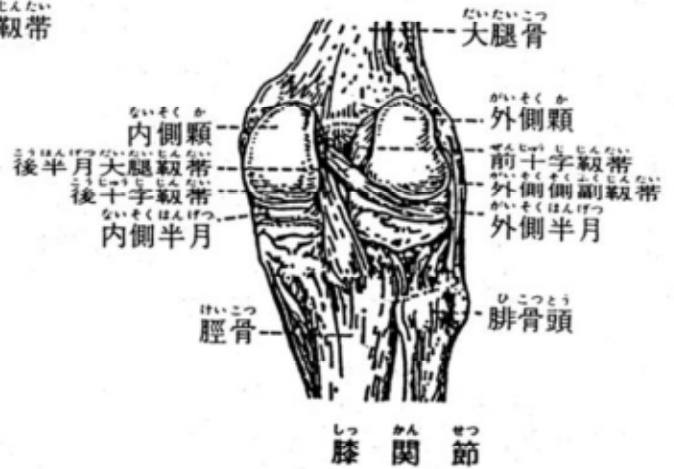
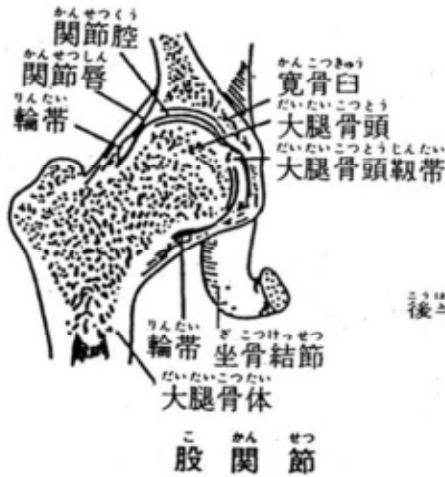


手 骨

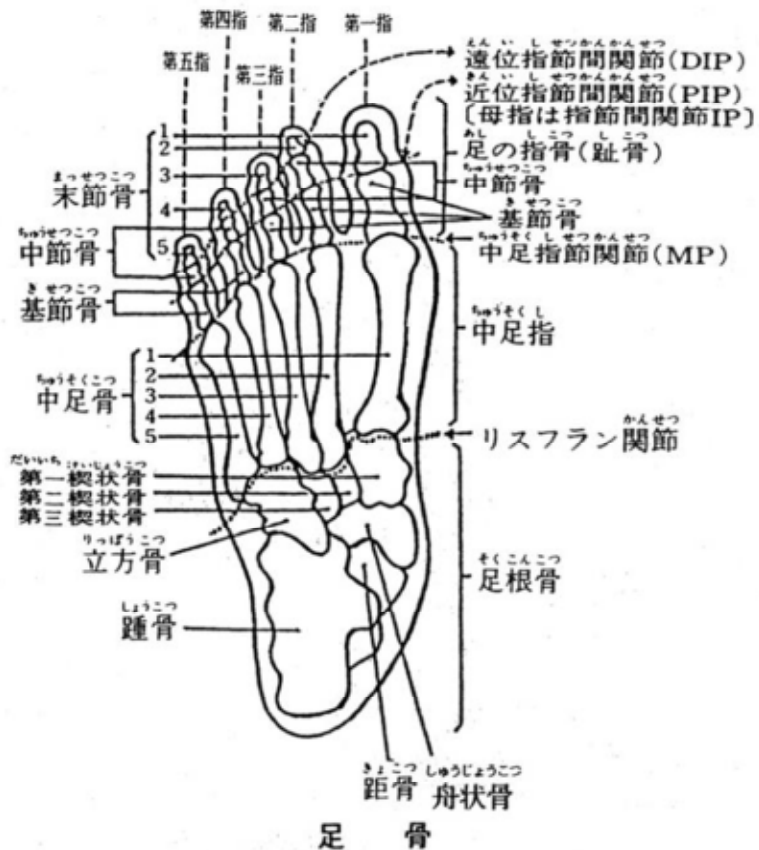
下 肢 骨



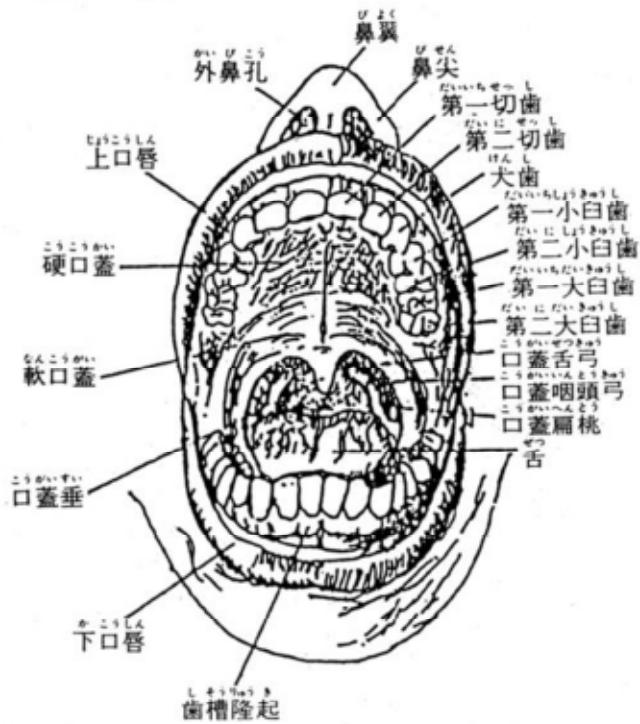
大腿骨と下腿骨 (右)



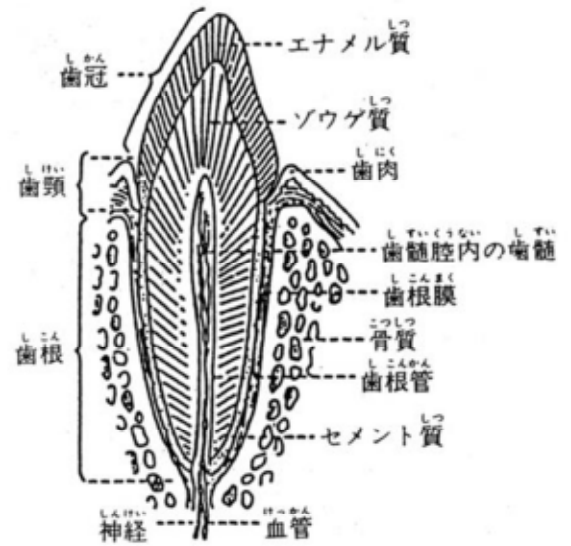
足 骨



口 腔



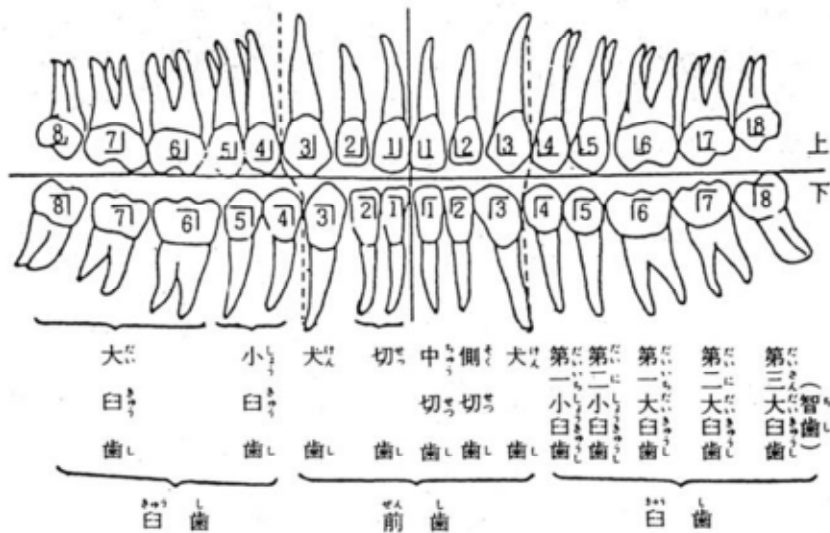
口 腔



歯槽と歯の縦断面

上下永久歯牙

右 左



歯

眼

